

栃木県公報

令和 2 (2020)年 12月 25日(金) 号 外 第 68 号

| 目 | 次 |
|---|---|
|---|---|

公安委員会

公安委員会

栃木県公安委員会規則第九号

今和二年十二月二十五日衛木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

展

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

る。 栃木県公安委員会事務専決規程(昭和三十九年栃木県公安委員会規則第十八号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

事項 別表第三(第三条、第六条関係)生活安全部長専決

事務内容及び根拠(関係)規定
公安委員会

一~一二十二 盤

幹銃猟の許可に関する助言よる住居集合地域等における麻第三十八条の二第一項の規定にびに狩猟の適正化に関する法律百二十四 鳥獣の保護及び管理道

事項 閉表第三(第三条、第六条関係)生活安全部長専決

事務内容及び根拠(関係)規定

への報告公安委員会

一~四二十三 盤

室 三

この規則は、公布の日から施行する。